**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都市上京区出町通桝形上る青龍町一九三番地の一、最後の住所京都市左京区聖護院蓮華蔵町四六番地コープ鴨川Ａ―三〇七

被相続人　亡　望月　満子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十八日

事務所京都市中京区高倉夷川上る福屋町七三〇水琴庵二Ｂ　わかば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩永　達也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府河内長野市岩瀬一三一六番地、最後の住所大阪市東成区東小橋一丁目一八番一号　松下ビル三〇八号

被相続人　亡　辻　敏文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十八日

大阪市北区豊崎三―二―一　淀川五番館七階

相続財産管理人　弁護士　中西　淳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府大阪市福島区海老江七丁目八〇番地、最後の住所大阪府大阪市福島区海老江七丁目一〇番三号　被相続人　亡　山本　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十八日

大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル五階

相続財産管理人　生口　隆久

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県尼崎市杭瀬字後野一九番地、最後の住所大阪市西成区長橋二丁目五番九号古曽ハイツ一〇二号室　被相続人　亡　西﨑　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十八日

兵庫県三木市緑が丘町東一丁目一―五〇シラユリ第一ビル三Ａ号室緑が丘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　向田　智明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県宝塚市光明町二番、最後の住所兵庫県宝塚市福井町三二番二号万年青苑Ｂ号室

被相続人　亡　羽渕　規彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十八日

兵庫県宝塚市栄町二丁目二番一号ソリオ三―五階　相続財産管理人　福間　則博

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県宇部市大字妻崎開作六三二番地、最後の住所山口県宇部市大字妻崎開作六三七番地一

被相続人　亡　川村　智典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十八日

山口県宇部市常盤町二丁目一番二八号常盤町ビル

相続財産管理人　弁護士　佐藤　久典

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍徳島県美馬市美馬町字西沼田四九番地五最後の住所徳島県美馬市美馬町字西沼田四九番地一

被相続人　亡　武田　光廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十八日

徳島県徳島市下助任町四丁目九番地の四

相続財産管理人　司法書士　立川　福夫

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛媛県八幡浜市日土町五番耕地二五二二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　窪本　和子

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年９月18日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①中川総合地所　②石川県知事3(3)569　③中川武　④石川県金沢市久安１丁目48番地　⑤1000万円　⑥石川県知事　⑦石川県金沢市久安１丁目48番地　中川総合地所　代表者　中川武

①三協株式会社　②京都府知事(4)10334　③代表取締役　安田敏明　④京都市東山区三条大橋東三町目６番地京成ビル２階　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都市東山区三条大橋東三町目６番地京成ビル４階　三協株式会社　代表取締役　安田敏明

①株式会社ファミリーライフ　②福岡県知事(6)10729　③代表取締役　川原美子　④福岡県直方市大字感田2745番地の４　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県直方市大字感田2745番地の４　株式会社ファミリーライフ　代表取締役　川原美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十八日

愛媛県大洲市東大洲一五九番地二弁護士法人伊予

相続財産管理人　弁護士　奥島　直道

**任意清算公告**

当社は、平成二十五年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年九月十八日

東京都板橋区赤塚二丁目一七番一二号

合資会社オフィス・アイダ

代表社員　相田　誠